

「坂城町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」をここに公布する。

令和 7年 3月 19日

坂 城 町 長

坂城町条例第 6号

坂城町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
坂城町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条中「休日勤務手当及び期末手当」を「休日勤務手当、期末手当及び勤勉手当」に、「報酬及び期末手当」を「報酬、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第15条の次に次の1条を加える。

（フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当）

第15条の2 フルタイム会計年度任用職員（任期の定めが6月以上の者に限る。）の勤勉手当については、給与条例第29条から第30条の2までの規定の例による。

2 前条第2項及び第3項の規定は、フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給について準用する。

第23条の次に次の1条を加える。

（パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当）

第23条の2 任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が著しく短いものとして規則で定める者を除く。以下この条において同じ。）の勤勉手当については、給与条例第29条から第30条の2までの規定の例による。この場合において、給与条例第30条第1項第1号中「勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれ基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額」とあるのは「勤勉手当基礎額」と、同条第2項中「基準日現在において受けるべき給料の月額」とあるのは「基準日（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日）以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（特殊勤務に係る報酬、時間外勤務に係る報酬、休日勤務に係る報酬及び夜間勤務に係る報酬を除く。）の1月当たりの平均額」とする。

- 2 前条第2項及び第3項の規定は、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給について準用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
(坂城町職員の育児休業等に関する条例の一部改正)
- 2 坂城町職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第2号）の一部を次のように改正する。
第5条の2第2項中「（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を削る。